



# 兵庫県立生野高等学校 県立学校環境充実応援プロジェクト



ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）  
県立学校環境充実応援プロジェクトで  
兵庫県立生野高校生を応援くださる方を  
募集しております

例えば 寄附者の給与収入が500万円以上の場合

**自己負担額 2,000円 で 61,000円 の寄附ができます**

- (例1) 年収500万円の給与所得者（独身または共働きの方の場合）61,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である59,000円（61,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除されます。
- (例2) 年収700万円の給与所得者（夫婦と子ども2人（大学生と高校生）の場合）66,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である64,000円（66,000円-2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

## ■ふるさと納税の上限額の目安（独身又は共働きの方の場合の例）

給与収入額	2,000円の負担で寄附できる上限額
300万円	28,000円
400万円	42,000円
500万円	61,000円
600万円	77,000円
700万円	108,000円
800万円	129,000円
1,000万円	176,000円
2,000万円	564,000円

## 県外在住の方が寄附をされますと

兵庫県外在住の方が寄附をされますと、寄附額に応じて、返礼品をプレゼントいたします。

- ・10,000円以上  
兵庫県立施設共通招待券 2枚（常設展のみ）
- ・15,000円以上  
兵庫県立施設共通招待券 2枚（企画展含む）
- ・50,000円以上  
①・②のいずれか1品（選択いただけます）+上記招待券2枚  
①五つ星ひょうご選定商品の詰め合わせ  
②県内の障害福祉事業所で生産される「+NUKUMORI」商品の詰め合わせ

※上記の表はあくまで目安です。家族構成により異なります。また、年金収入のみの方、事業者の方は異なります。

具体的な計算はお住まいの市町村にお問い合わせください。（平成29年4月1日現在）

※実際の住民税所得割の金額は勤務先や自治体から配付される「住民税決定通知書」をご確認ください。

## ■ふるさと納税（ふるさとひょうご寄附金）とは

「ふるさと納税」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。寄附額のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されるメリットがあります。（一定の上限あり）  
確定申告の不要な給与所得者等の方は、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。

## ■寄附金は何に使われるのか

生野高校の「全国大会出場等のサポート」及び「教育環境の充実」に使用します。  
どちらかを指定して寄附できます。

【平成30年度実績】

- ①無線LAN環境整備（普通教室棟）、②暖房温水便座設置（普通教室棟トイレ）、
- ③ウォータークーラー設置、④ジェットヒーター購入（体育館）を実施させていただきました。

## ■寄附手続きの方法は

裏面の「寄附申出書」をご記入の上、本校まで郵送又はFAX送信してください。

詳細はこちらの本校ホームページをご覧ください。<https://www.hyogo-c.ed.jp/~ikuno-hs/>

## ■寄附金と税金控除の関係



※ふるさと納税のうち自己負担額2,000円を除いた金額が所得税と住民税から控除されます。



お問い合わせ先 兵庫県立生野高等学校 事務室 TEL079-679-3123  
〒679-3311 兵庫県朝来市生野町真弓432-1 FAX079-679-3134